

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、ステークホルダーからの信頼に基づき、各種事業を通じた社会への貢献を継続する為、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最重要課題の一つと考えております。

(基本方針)

1. 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であり、株主との建設的な対話を行う重要な場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行います。

2. ステークホルダーとの適切な協働

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出には、株主をはじめとする様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しています。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、法令及び東京証券取引所が定める有価証券上場規程の定めに従い、重要事実を適時・適切に開示するとともに、ステークホルダーにとって有用性の高い情報について、公平かつ適時・適切に開示いたします。

4. 取締役会等の責務

取締役会は、経営戦略や内部統制システム構築等の経営に関する重要事項の意思決定(意思決定機関)と、取締役等の業務執行を評価することによる監督(監督機能)が有効に機能することが前提となること、会社の規模等を考慮してコーポレート・ガバナンスに関する取組みを充実させ、中長期的な企業価値の向上に努めます。

5. 株主との対話

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備に取り組めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月の改訂後のコードに基づいて記載しております。

【補充原則1-2】

当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、招集通知を法令の定めよりも早い時期に発送するよう努めております。また、電子提供措置に従い、招集通知の発送日に先立って、TDnetや自社のウェブサイトを開示しています。

【補充原則1-2】

当社は、株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきであると認識しています。そのため、当社では、株主総会集中日と予測される日を避けた開催日を設定するよう努めています。

【補充原則1-2】

当社は現在、海外投資家比率が比較的低いため、議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用していません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めます。

【補充原則2-4】

当社グループでは、女性・中途採用者の管理職登用につきましては、現時点で複数の実績があります。なお、当社の女性管理職比率は現時点で25%です。

外国人の管理職登用については実績がないものの、当社グループは国籍、性別等に囚われずその能力・成果に応じた人事評価を行うことを基本方針としております。

【原則3-1. 情報開示の充実(5)】

当社におきましては、社外取締役、社外監査役候補者の指名理由につきましては、株主総会参考書類にて開示しております。

その他取締役、監査役につきましては、略歴のみを記載しておりますので、今後、当該候補者についても指名理由を開示することを検討してまいります。

【補充原則3-1】

当社は海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し招集通知の英訳を採用していません。今後株主構成の変化等状況に応じて検討を進めます。

【補充原則3-1】

当社のサステナビリティへの取り組みについては、原則2 - 3に記載しております。
当社では、総務部門を主管として、社会・環境問題に対する取組方針や具体的な実行計画の策定に向けて継続的に検討を行っております。

【補充原則4 - 1】

最高経営責任者である代表取締役については、人格・知識・経験・能力を勘案し、その時々を当社を取り巻く状況や対処すべき課題に応じて、最適と考える人物を取締役会で選定することとしております。取締役会は、現在、後継者計画についての具体的な監督は行っておりませんが、今後、その要否も含めて検討してまいります。

【補充原則4 - 3】

取締役会は、業績等の評価を踏まえ作成した選任解任案について、社外取締役とも十分協議し適切に決定しております。
なお、今後、選解任基準の作成及び任意委員会の設置を検討いたします。

【補充原則4 - 3】

当社では、一時点の議論により当社の代表取締役に相応しい知識、経験、能力の基準を設けることが必ずしも適切ではないと考えており、現時点では代表取締役を選任するための評価基準や特別な選任手続は定めておりません。
なお、今後、選解任基準の作成及び任意委員会の設置を検討いたします。

【補充原則4 - 3】

当社は、代表取締役の解任につきましては、任意の諮問委員会の設置や明確な解任要件を定めてはおりませんが、職務執行に不正または重大な法令・定款違反、心身の故障、その他職務への著しい不適任があると取締役会が判断した場合には、取締役会の決議に基づく解任手続きを実施します。

【原則4 - 10. 任意の仕組みの活用】

現在、任意の機関は設置しておりません。統治機能の更なる充実を図る必要性が生じた場合は、任意の機関を定めることも検討してまいります。

【補充原則4 - 10】

現在、独立した諮問委員会は設置しておりません。統治機能の更なる充実を図る必要性が生じた場合は、任意の機関を定めることも検討してまいります。

【原則4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、当社グループの各部門の業務に精通した社内取締役と豊富な経営経験、国際業務経験、高い専門性や見識のある社外取締役から構成されており、全ての監査役も出席しております。取締役会は、取締役会に求められる役割や責務を果たすうえで必要となる多様性と適正規模とを勘案のうえ、取締役に求める要件を満たした候補者の中から指名を行っておりますが、現状、女性取締役はおりません。
また、監査役は、財務・会計・法務に関して必要な知識を有することを前提に指名しており、財務・会計に関する高い知見を有する監査役が1名以上選任されるようにしております。

【補充原則4 - 11】

当社の取締役会は、定款により取締役11名以内、監査役4名以内と定めているところ、事業規模等を勘案しながら、機動的かつ適確な意思決定が行えるよう、取締役は社外取締役5名を含む9名、監査役は社外監査役2名を含む3名で構成しています。また、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスを配慮し多様性を確保した人員で構成することを、基本的な考え方としています。

【補充原則4 - 11】

当社は、現時点では定期的な取締役会実効性評価は実施しておりませんが、今後の取締役会の実効性を高めるためには実効性についての分析・評価を行うことが重要であるという認識に基づき、評価プロセスの整備に向けて、効果的な評価方法等について検討を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4. 政策保有株式】

当社は、現状政策保有株式は保有しておりません。
今後、取引状況に応じて、政策保有株式を保有する場合には、資本コストと保有便益やリスクの比較を行い、保有の意義を精査検証した上で、限定的かつ戦略的に保有することとします。
その戦略上の判断は適宜見直しを行い、意義が不十分、あるいは資本政策に合致しない保有株式については縮減を進めます。
議決権行使については、保有先企業の議案の重要性(特別決議議案等の有無)、報告年度の決算内容(自己資本比率、損益状況等)および事業継続性を踏まえながら、当該企業との対話を含め総合的に賛否を判断しております。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社が、当社の役員や主要株主などとの取引を行う場合は、かかる取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう留意し、取締役と行う利益相反取引については、取締役会規則において取締役会の決議事項として明示し、取締役会においては実際の個別取引にかかる承認を通じて監視を行い、監査役会においては「監査役監査基準」に則り監査を行っております。

【原則2 - 3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

当社ではサステナビリティ基本方針を制定しており、その具体的な取り組み活動につきまして、当社ウェブサイトでご覧いただけます。

【サステナビリティ基本方針】

当社は創業以来、アーティストのクリエイティビティを尊重し、その価値を高め広げる事業を展開してきました。多様性や創造性が重要視されるこれからの未来においても、音楽カルチャーの持続可能な発展と共に、全ての人々が、人種、民族および文化的多様性、ジェンダーの平等を尊重される、公正で、平等で寛容な開かれた世界を目指します。

(<https://www.spaceshower.net/company/sustainability.html>)

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、日本ITソフトウェア企業年金基金に加入し、その運用を委託しております。運用状況につきましては、管理担当取締役及び人事部の担当者が基金の運営全般の健全性を確認しております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
企業理念、経営方針を当社ウェブサイトに掲載しております。また、2025年3月期を最終年度とする『中期経営計画「Daylight2024」(2022～2024年度)』を策定し開示しております。

詳細は当社ウェブサイトを参照(企業理念 <https://www.spaceshower.net/>)

【補充原則4 - 1】

当社は、取締役会規定ならびに職務権限規定により、経営陣に対する委任の範囲を定めております。取締役会は、法令に定められた事項、経営戦略に関する事項、その他取締役会規定で定められた重要事項の決定及び業務執行の監督を行います。取締役会の決議事項以外の内容については、常勤取締役ならびに監査役から構成される経営会議の決議に委任しております。経営会議では、取締役会で決定された方針の具体化や各事業に関する課題の対策を協議しています。経営会議の結果は、取締役会に報告され、現場の具体的な課題・問題を迅速に察知・対処できる仕組みとしています。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、会社法に定める社外取締役の要件並びに東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役の候補者を選定しています。

【補充原則4 - 11】

社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、有価証券報告書に開示しております。

【補充原則4 - 14】

当社取締役及び監査役は、当社が主催する役員研修や外部セミナー等に積極的に参加することで、必要な知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めております。

なお、セミナー出席の費用や外部講師を招いた費用等については、当社の規程に基づいて当社が負担することとしております。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、IR担当として経営企画室担当取締役を選任するとともに、経営企画室をIR担当部署としています。経営企画室は、経営管理部、総務部、広報部等、IR活動に関連する部署と、日常的な連携を図っています。株主や投資家に対しては、決算説明会資料を半期に1回開示するとともに、リクエストに答える形で、スモールミーティングを実施しています。それらで得られる株主の反応は、随時、経営陣幹部および取締役会に報告しています。なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	1,650,500	19.73
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	1,650,500	19.73
KDDI株式会社	1,500,000	17.93
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ	160,000	1.91
大西 浩太	120,000	1.43
株式会社JVCケンウッド・ビクターエンタテインメント	118,400	1.41
大野木 弘	104,000	1.24
丸林 耕太郎	84,000	1.00
株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ	80,000	0.95
キングレコード株式会社	80,000	0.95

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 スタンダード

決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
梶原 浩	他の会社の出身者												
清水 賢治	他の会社の出身者												
権正 和博	他の会社の出身者												
中村 伊知哉	学者												
三浦 文夫	学者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梶原 浩		梶原 浩氏は、伊藤忠商事株式会社にて情報・通信部門長を務めております。	伊藤忠商事株式会社にて情報・通信部門長を務めており、同社での豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般に助言・提言をいただくことで、経営体制が強化できると判断したため、社外取締役として選任しております。
清水 賢治		清水 賢治氏は、株式会社フジ・メディア・ホールディングスにて専務取締役を務めております。	株式会社フジ・メディア・ホールディングスにて専務取締役を務めており、同社での豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般に助言・提言をいただくことで、経営体制が強化できると判断したため、社外取締役として選任しております。
権正 和博		権正 和博氏は、KDDI株式会社にて事業創造本部 LXサービス企画部長を務めております。	KDDI株式会社にて事業創造本部 LXサービス企画部長を務めており、同社での豊富な経験と高い見識に基づき、通信分野における先進的な取り組みやメディア・コンテンツ事業拡大の推進を目的として、経営全般に助言・提言をいただくことで、経営体制が強化できると判断したため、社外取締役として選任しております。
中村 伊知哉		該当事項なし	情報経営イノベーション専門職大学において学長を務めており、メディア・コンテンツ事業分野における専門家としての見地から、メディア・コンテンツ事業拡大の推進を目的として、経営全般に助言・提言をいただくことで経営体制が強化できると判断したため、社外取締役として選任しております。また、独立役員の要件を満たし、一般株主との利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
三浦 文夫		該当事項なし	関西大学 社会学部メディア専攻にて教授を務めており、メディア・コンテンツ事業分野における専門家としての見地からメディア・コンテンツ事業拡大の推進を目的として経営全般に助言・提言をいただくことで経営体制が強化できると判断したため、社外取締役として選任しております。また、独立役員の要件を満たし、一般株主との利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、外部会計監査人が、監査等を通じて上場会社が開示する情報の信頼性を担保する存在として、情報利用者である株主や投資家に対する責務を負っていると認識しております。このような認識のもと、当社では、監査役、内部監査部門や経理部門等の関係部門と外部会計監査人が随時意見交換し、互いに連携して当社グループの業務運営状況に関する問題点の把握、指摘、改善報告を行うとともに、外部会計監査人の適正な監査のための監査日程や監査体制の確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 修平	公認会計士													
坂本 倫子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 修平		該当事項なし	公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的な知識を有しており、主に財務及び会計の観点から、当社経営の適法性・適正性等を確保するために適宜助言・提言をいただくことで、経営監視機能のさらなる充実が図れると判断したため、社外監査役として選任しております。 また、独立役員の要件を満たし、一般株主との利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
坂本 倫子		該当事項なし	弁護士として培われた高度な専門的知識に基づき、当社経営の適法性・適正性等を確保するために適宜助言・提言いただくことで、経営監視機能のさらなる充実が図れると判断したため、社外監査役として選任をお願いしております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、前年度の業績に応じて決定する業績連動報酬、中長期の企業価値向上のインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬より構成されます。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

個人別の報酬額については、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、役員報酬基準に基づき具体的な金額を決定します。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めております。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。個人別の報酬額については、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、役員報酬基準に基づき具体的な金額を決定します。

詳細は有価証券報告書を参照

(<https://www.spaceshower.net/ir/library/index.html>)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)全員へ、Eメールを用いて取締役会資料の事前配布を行っております。必要に応じて事務局から各取締役・監査役に対して情報を提供しております。

取締役会は、原則月1回の頻度で開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役および監査役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確認しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
中井 猛	相談役	業界活動、現経営陣への助言(経営非関与)	【勤務形態】非常勤、【報酬】有	2007/6/19	1年更新
近藤 正司	顧問	業界活動、現経営陣への助言(経営非関与)	【勤務形態】非常勤、【報酬】有	2023/6/29	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 2名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役候補者の指名については、その職責に相応しい経験および能力を踏まえ、当社グループの置かれている経営状況の変化を認識し、当社の成長戦略を検証・決定し、その執行状況を適切に監督し、中長期的に当社グループの企業価値を向上させていくことができる者を選任することを方針としております。取締役の解任については、法令、定款、社内規定に違反した行為があった場合や選任要件を欠くことが明らかだと取締役会が判断した場合に、株主総会に解任議案を付議します。

監査役候補者は、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる者であることを指名の方針としております。

株主総会に付議する取締役選任・解任議案は、代表取締役による提案に基づき、取締役会の決議を経て株主総会に付議しております。

株主総会に付議する監査役選任・解任議案は、代表取締役による提案に基づき、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議を経て株主総会に付議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は独立社外取締役を2名選任しております。当社の事業領域であるメディア・コンテンツ分野の専門家としての知見に基づき、取締役会において積極的に発言を行う等、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する独立社外取締役としての役割・責務を十分に果たしていただいているものと認識しております。

3分の1以上の独立社外取締役の選任については、今後の当社の業種・規模・事業特性・機関設計・外部環境等の変化を総合的に勘案して、適宜検討してまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料や事業報告書(株主通信)のHP掲載、各種財務諸表を当社HPに掲載しております。	

IRに関する部署(担当者)の設置

当社では、IR担当として経営企画室担当取締役を選任するとともに、経営企画室をIR担当部署としています。
経営企画室は、経営管理部、総務部、広報部等、IR活動に関連する部署と、日常的な連携を図っております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに社外取締役を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。また、2名の社外監査役を選任し、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築することで、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行っています。

取締役会は、毎回、業務執行取締役から担当業務の業務執行状況や経営課題進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行うとともに、社外役員を交え、自由な意見交換のもとで適切に会社の業績等の評価を行っています。

当社にとって開示内容が肯定的であるか、否定的であるかにかかわらず情報を公正に開示するため、重要なリリース内容は管理担当取締役が各コーポレート部門と連携して開示の判断を行うとともに必要に応じて取締役会へ報告を行っています。加えて、情報の正確性・適時性を確保するため、社内及びグループ会社からの報告体制を構築しています。

関連当事者との利益相反取引が生じる場合は、取締役会にて審議を行い、社外取締役や監査役の意見を求めるとともに、その取引の状況等については、適宜報告を求めるとしてしています。

コンプライアンス部門や内部監査部門を設置し、リスク発生の未然防止ならびにリスク管理に取り組む体制を構築しています。

コンプライアンス部門は、当社グループ社員が取るべき行動規範を制定し、全社員に浸透を図っています。また、内部監査部門は、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況および業務プロセスの適正性をモニタリングしています。監査等の結果は、取締役会へ随時報告され、取締役会はその運用体制を確認しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムに関する基本的な考え方」の中で「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する」と定めております。それに基づき、総務部が主管部署となり、公益法人社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、研修等を通じて最新の情報を得ております。

万一、事案が発生した場合は、主管部署担当役員の指揮の下、情報の集約と一元管理を行い、顧問弁護士等とも協議の上、対応を行います。また、不当要求電話に対する対応マニュアルを周知するとともに、新規事業の開始にあたり必要がある場合には、主管する警察署へ反社会勢力への対応方法などについて相談し、現場スタッフに周知するなど、未然に防ぐための処置も講じております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は買収防衛策を導入しておらず、現在、導入する予定もありません。買収防衛策を導入する場合は、経営陣・取締役会の保身目的とならないように、その導入、運用については、取締役会・監査役は株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報に関する適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、株主や投資家の皆様に「公正」かつ「タイムリー」に会社情報を提供するため、積極的なIR活動に取り組んでおります。当社は適時開示に関する規則を遵守することに加え、あらゆるステークホルダーの当社グループに対する理解促進を目的に、重要な会社情報の公正かつ適時・適切な開示に努めます。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

(1) 決定事実

重要な決定事実については、原則として毎月1回開催する取締役会において決定する他、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、迅速な決定を行っています。決定された重要事項について、開示が必要か否かを管理本部長を中心に検討し、必要と判断された場合は、迅速に開示を行うよう努めております。なお、取締役会には監査役が出席しております。また加えて、必要に応じて会計監査人による監査、および、弁護士、税理士等からのアドバイスを適時に受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

(2)発生事実

事故・災害・訴訟等については、事象の発生後、管理本部にて情報収集を行い、管理本部長を中心に情報開示の検討準備をいたします。その他の発生事実については、情報を入手の後、管理本部長を中心に適時開示項目への該当を検討し、該当する場合、経営陣への報告、または必要に応じて取締役会決議を経て、迅速に情報開示をいたします。

(3)決算に関する情報

決算に関する情報については、経営管理部が作成・管理、経営企画室が開示を行っております。

決算数値等については、会計監査人による監査、並びに監査役会の監査を経て、取締役会で決定し、速やかに適時開示を致します。

